

「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル 議事要旨

1. 日 時：平成 26 年 7 月 4 日（金） 13：40～16:00

2. 場 所：虎ノ門 37 森ビル 12 階 公益認定等委員会委員会室

3. 出席者：

（参加者）

鵜尾雅隆 （NPO）日本ファンドレイジング協会代表理事

太田達男 （公財）公益法人協会理事長

加藤種男 （公社）企業メセナ協議会専務理事

黒田かをり （一財）CSO ネットワーク事務局長・理事

山内直人 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授、内閣府共助社会づくり懇談会座長代理

山岡義典 （NPO）日本NPOセンター顧問、（公財）助成財団センター理事長

（公益認定等委員会）

山下徹委員長、雨宮孝子委員長代理、門野泉委員、北地達明委員、小森幹夫委員、堀裕委員、
恵小百合委員

4. 議 事：

議題「寄附文化の醸成その他公益活動の増進に向けた課題と取組」

（1）発表

「日本の寄付の現状と課題」 鵜尾雅隆 日本ファンドレイジング協会代表理事

（2）意見交換の主な項目

① 寄附文化醸成の現状と課題

② 法人の果たす役割、行政の果たす役割

③ 今後の取組方策

5. 議事概要：

冒頭、山下委員長より挨拶及び出席者の紹介があり、その後、議題に入った。

（1）発表

鵜尾代表理事から、「日本の寄付の現状と課題」について発表があった。

- 日本における個人寄附の総額は推計 6,931 億円、アメリカは約 23 兆円であり、桁が違う。GDP が日本の半分であるイギリスの個人寄附額は日本の 2 倍あり、GDP が日本の 3 分の 1 である韓国の個人寄附額は日本と同程度ある。日本の法人寄附額は推計 7,168 億円であり、経済規模を考慮の上でアメリカと比較しても、日本では個人寄附に比べ法人寄附が多い。
- 寄附を行う理由について、日本で一番多いのは、「自分にあった寄附の方法だったから」である。お付き合いや恩返しなどつながりに起因する理由も多い。一方、欧米では日本では少ない「倫理的かつ正しいことをしたいから」というような理由が多く、違いが見られる。
- 5 年前の日本は、政策面、寄附の市場、寄附を受ける側の能力など、寄附にまつわる制度や環境に不足があった。この 5 年で、寄附税制の改正、公益法人制度の改革、クラウドファンディングの登場など大きな変化があった。

- 今後の寄附における第一の課題は相続である。40 歳以上の人を対象に調査したところ、相続財産の一部を寄附してもよいと考える人は 2 割程度あり、これは額にして数兆円に匹敵するが、実際に相続の一部を寄附する人の割合は 1 %に満たない。この差をどうやって埋めていくか。税額控除など毎年の所得（フロー）については世界的に見ても制度の整備が進んだが、資産（ストック）については大幅に遅れている。
- 富裕層の寄附をどう促進していくかが第二の課題。アメリカの助成財団にはファミリー財団が多いが、日本の富裕層にもファミリー財団を創設する流れを創るべきである。方法としては、最初から公益信託のように資産を「完全に公にする」のではなく、運用にも参画しつつ公共的に使うなど「半歩、公にする」形で徐々に始め、中長期的に進めていくべきではないか。
- 第三に、年代差の問題。寄附をした人の比率を年代別に見ると、高齢層ほど比率が高く若年層で低いことは各国共通だが、日本では年代間の差が大きい。若年層は、社会貢献意欲はあるが、寄附はしていない。大人になるまでの過程で寄附をめぐり何らかの失望を経験していることが原因ではないか。例えば、寄附教育等を通じてそうした事態を食い止める必要がある。

（２）意見交換

①～③について、参加者及び委員の間で意見交換を行った。

- 租税特別措置法 40 条において、現物の寄附について、たとえば受贈された株式を売却し国債投資に切り替えたというような場合、遡って譲渡所得税が公益法人に課せられることになっているが、これは現物寄附における大きな障害である。
- 寄附する側とされる側との間を仲介し、双方の相談にのる機能が必要で、その役割として中間支援団体が多様に全国的に広がっていくことが、寄附の促進への影響が大きいと考える。先ほどの寄附教育も中間支援団体の役割となるのがよい。また、寄附を促進していく中では、収支相償の考え方は少し使いづらい側面がある。
- 公益法人の半数以上が寄附金を集めていない実態がある。寄附をする側とされる側の信頼関係が必要である。寄附をする場合、寄附先の活動に参加する、寄附先に信頼できる人がいるなどのきっかけが必要になっている。また、年代別の寄附割合の話があったが、男女別だと女性が多い。
- 寄附文化の醸成には、寄附したお金の使途の可視化、および寄附を受けた側の徹底した透明性が必要である。「信頼度」についてのある国際比較調査によると、主要国では慈善団体を信頼する人の割合は軒並み 60～70%と高いのに比べ、日本では慈善団体を 2 割の人しか信頼していないという調査結果もある。
- 寄附をする側とされる側を仲介する団体の悩みとして、税制面等における制限が、公益法人への寄附を促進するための活動を結果的に制限しているところがある。また、収支相償についても、公益目的財産は公益に分配するという考え方は理解できるが、およそ公益法人が利益を上げてはいけないという社会認識があるようで、それは誤りなのではないか。法人経営として特にキャッシュフローには気を使うことであり、柔軟な対応ができるようにしていただきたい。
- 寄附等の社会貢献に関心のある人たちと非営利団体の組織がつながっておらず、「自己完結」してしまっているのではないか。企業等も含めた社会貢献をする側と支援される現場とを「つなぐ」ところに、公益法人や N P O の役割があるのではないか。
- N P O や公益法人には、たとえ良いモデルがあってもそれが隣の市や県に広がっていかないという、スケールアウトの仕組みの課題がある。現状で小さく自己完結している N P O や公益

法人に対しては、活動内容について他の共感を得ることで、寄附が集まり財源が増える、活動の仲間が増えるといったことを訴求していくことかと思う。

- 寄附文化の醸成とは、寄附を仲介する組織が、そのお金の一部を活動の対価として必要なコストに充てることができるという認識が常識になるということではないか。寄附する人に対する活動情報の「見える化」により、最初は抵抗感があってもやがては理解が得られるはずと思う。
- 「非営利・公益」活動を発信する月間の提案については、民間主導で、若い人が中心となり、ネットキャンペーン等を展開していくべき。ネーミングも、例えば「公益フェスティバル」のように「よく分からないけど何だか楽しそう」という印象を持ってもらうことが大事。実施体制としては、公益認定等委員会と民間が主となり、行政はサポートに徹することがよい。
- 「非営利・公益」月間のような活動は、民がやるのが適切。特に、公益法人・NPO法人の2つの非営利セクターと一緒にやっていくことが大事と考える。
- NPO法人側では、NPO法施行の12月1日を記念日として各団体でイベントを行っており、公益法人側でも新公益法人制度施行の12月1日近辺にイベントを行っている。NPOと公益法人が「誕生日」を一緒にお祝いするようにしていきたい。また、その際には、NPO法人の所轄庁と公益法人の行政庁と一緒に物事を考えていく機会を作るべき。NPOと公益法人が非営利セクターという大きな姿で発展し、社会に見えていくようにしていくべきであり、国からも応援のメッセージを頂きたい。
- このようなイベントのやり方として、民間主体による実行委員会形式をとり、そこに行政も参加していくという形があるのではないか。
- 前から「寄附月間」があるといいという話はあって、やるとすれば1年で一番寄附が集まる12月だということも話していた。アメリカではチャリティパーティという形で連日チャリティイベントを開催したりしている。
- 「非営利・公益」月間のような活動は、有志の非営利任意団体等も出番を持てるような場にするのが望ましい。わくわくするイベントにすることが重要。
- 日本では公益活動はボランティアでやるべきという考えが根強い。海外では、寄附で賄われる運営費はコストではなく「投資」であり、いかに成果につなげるかという考えが強い。アメリカでも50年前までは“100% goes to Charity”ということで、仲介団体はコストを取らず全てを寄付先に寄附すべしという風潮があったが、50年かけて運営コストへの理解を広げ、寄附文化を醸成させてきた。日本においても今後、重要となる取組だと思う。
- 公益活動を行う非営利法人にも社会的責任が求められており、法令を遵守するだけでなく、労務慣行や人権を意識した経営をしていかなければならない。これは一般法人についても同じことが言える。非営利セクター全体の信頼性を高めていくためにも、行政や民間から社会的責任に関するメッセージを発信していく必要がある。
- 大変有意義な意見交換になったと思う。本日の内容を、今後、何らかの形で具体化し、活かしていきたいと思っており、特に「非営利・公益」月間構想については、皆様の熱意を踏まえ、委員会でも議論を深めたい。このような意見交換をまたやっていきたい。

以 上

(文責：公益認定等委員会事務局)